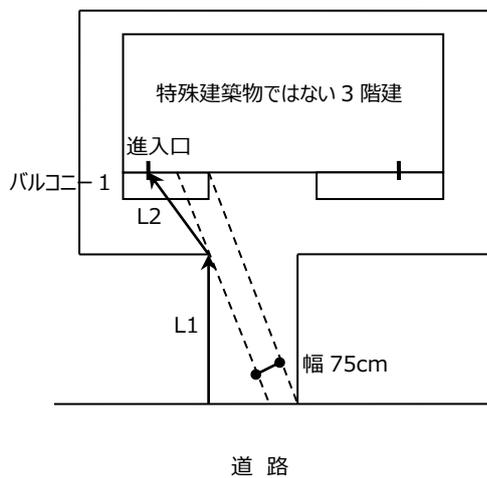


単体規定 1-16	非常用の進入口
幅員 4 m 未満の専用通路を利用する建築物の非常用の進入口	
関連条項：法第 35 条、令第 126 条の 6	

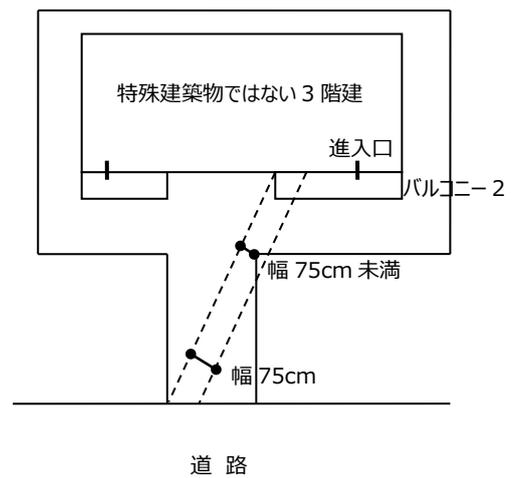
【内容】

- ・ 府 Q & A 集 2-57「幅員 4 m 未満の専用通路を利用する建築物の非常用の進入口」の取扱いに関し、非常用の進入口等（当該非常用の進入口等に附属するバルコニーその他これに類するものを含む。以下同じ。）が道路から直接視認できる位置にあるかどうかについては、図 1 にあるとおり有効幅 75cm の平行内に当該非常用進入口等が道路から見渡すことができるものをいう。
- ・ また、道路から非常用の進入口等までの延長距離（ $\leq 20\text{m}$ ）については、バルコニーまでの距離ではなく進入口中心までの距離（ $L1+L2$ ）で計測する。



- ・バルコニー 1 は道路から直接視認できる位置といえる。
- ・ $L1+L2 \leq 20\text{m}$

図 1



- ・バルコニー 2 は道路から直接視認できる位置とはいえない。

図 2